

2024年6月13日（木）
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 今泉、山本
ダイヤル 0564-27-2876
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、荒木
内線 3050、3045
ダイヤル 052-954-6225

安城市における地下水汚染について

株式会社アイシン（刈谷市）が、安城市内の同社安城工場の竣工に伴い、自主的に生産稼働前の状態での地下水調査を実施したところ、地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

1 報告内容

(1) 報告者

株式会社アイシン

(2) 報告年月日

2024年6月13日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県安城市えのきまえちょう榎前町西林1番1

(4) 地下水調査結果

次表のとおり県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
1,2-ジクロロエタン	0.20mg/L (50倍) ^注	0.004mg/L 以下	4 / 4
テトラクロロエチレン	0.036mg/L (3.6倍) ^注	0.01mg/L 以下	4 / 4
1,1,2-トリクロロエタン	0.086mg/L (14倍) ^注	0.006mg/L 以下	4 / 4
トリクロロエチレン	0.028mg/L (2.8倍) ^注	0.01mg/L 以下	4 / 4

注：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

今回の地下水汚染は、安城工場の竣工に伴い、自主的に実施した地下水調査により判明したものであり、原因は不明です。

県は、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3 調査対象地の概要

調査対象地は、株式会社アイシンの安城工場が建設されるまでは農用地として利用されており、今回、汚染が判明した1,2-ジクロロエタン等の取扱履歴は確認されていません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

○ 基準を超過した特定有害物質について

・1,2-ジクロロエタン

1,2-ジクロロエタンは、ヒトリンパ球を使った変異原性の試験などにおいて、陽性を示したと報告されています。

人の発がん性に関しては、発がん性の可能性があるものの、人の疫学調査では十分な知見が得られておらず、国際がん研究機関（IARC）は1,2-ジクロロエタンをグループ2B（人に対して発がん性があるかもしれない）に分類しています。

（参考：公益財団法人日本環境協会「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」）

・テトラクロロエチレン

高濃度のテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあり、比較的low濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがあります。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、テトラクロロエチレンをグループ2A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類しています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

・1,1,2-トリクロロエタン

変異原性に関して、試験管内における試験の多くで陽性を示したほか、マウスなどの生体内試験では陽性と陰性の両方を示したと報告されています。

国際がん研究機関（IARC）では、実験動物に対する発がん性情報が限られていることから、1,1,2-トリクロロエタンをグループ3（人に対する発がん性については分類できない）に分類しています。

（参考：公益財団法人日本環境協会「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」）

・トリクロロエチレン

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的low濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、トリクロロエチレンをグループ1（人に対して発がん性がある）*に分類しています。

* IARC公表データを基に愛知県で修正しました。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）